

第13回研究会

平成19年1月11日(木)午後2時
市役所本庁舎2階 第2会議室

主な内容

「こみなみコミュニティ協議会」の概要について
協働のルール・指針に係る定義等について

第12回研究会において、自治、協働を議論するうえで、地方行財政制度や市民自治、市民参画制度などについて勉強しておく必要があるという意見や、市内にあるコミュニティ組織はどのような現状なのかという意見が出されたことから、今回は、これらについての勉強会的な内容としました。

こみなみコミュニティ協議会の概要

設立：昭和49年(愛知県からモデル地区の指定を受けて設立)

構成：古知野南小学校区 約5,860世帯

各種団体...古知野南小学校 小学校父母教師会 スポーツ少年団 老人クラブ

体育指導員 4クラブ(手芸・料理・ペン習字・グラウンドゴルフ)

主な事業：教育講演会 4クラブ活動 バザー 夏休み教室(クラブ) スポーツ祭 研修会
機関紙発行(年1回)

過去にこの協議会の会長を務めた委員が説明をしましたが、現状として次のような課題があるとのことでした。

- ⊗ 活動はイベントが主で、地域課題の解決につながるような活動がない。
- ⊗ 運営に関して行政への依存度が高い。
- ⊗ 役員が区長の持ち回りであり1年で代わっていくため、意欲、自主性に欠ける。
また、活動に継続性が無く、新しい事業を手がけることが困難である。
- ⊗ コミュニティ活動の場として「中央コミュニティセンター」があるが、協議会が事務所として使用できるスペースがないこと、設備の関係でできない活動もあり、拠点となる場がない。

今後、意味のあるコミュニティ活動としていくための条件として、

- ⊙ 住民の多様な問題、要求の解決に向け、義務や強制ではなく自主・自発的に活動していくこと。
- ⊙ 時間、資金、人手を外に求めるのではなく、みんなで出し合い協力して活動していくこと。

◎ 一部の人のコミュニティではなく、地域の誰もが参加できる地域に開かれた活動としていくこと。
が必要だと話されました。

【意見】

コミュニティは、住民の自治活動であり、自らの要求で、自らの意思で関わる必要があるが、「こみなみコミュニティ協議会」は、行政主導でつくられており最初からギャップがあったのではないだろうか。

イベント中心の非日常的な活動ではなく、地域住民が困っている問題などに対して日常的に取り組むことが必要であり、近隣少人数での取り組みをあちらこちらで起こしていくことが、まちづくりに効果的ではないだろうか。

コミュニティ活動、地域活動は、住民の連帯意識、信頼関係をつくることを目的に行うのではなく、連帯意識、信頼関係は、活動をしていく中で結果として生まれてくるもの。協働においても、住民の連帯意識、信頼関係を築くことが目的ではなく結果論である。

一つの地域でまとまって何かをやっていこうとするときに、約6,000世帯ある古知野南小学校区という範囲は大きすぎるのかもしれない。一つの小学校区を範囲として取り組むことが効果的な問題もあれば、小さな単位の方が良いこともあるので、うまく住み分けていくことが必要である。

区・町内会、自治会の活動、コミュニティの活動に参加する人が少ない現状であるが、学生や若い世代も含め、関心のある人をうまく引き出すことも考える必要があるのではないか。



1. 市民主権に基づく協働の用語解説

まちづくり

暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動

市政

まちづくりのうち、市民の信託と参加のもとに、市(市議会、市長等)が行うもの。

市民主権

- ・市民が「まちづくりの主役」
- ・市民に政策を決定する権利があること。

信託

まちづくりの全てを市民が行うことは非現実的なため、市民がまちづくりの一部を市に委ねること。

市民自治・市民協働

市民の意思を反映した「市民が主役のまちづくり」を一層推進するため、市民が、「市民主権の原則」に基づき、市に信託した内容を見直し、「市民自治」と「市民協働」を推進することが必要になる。

「市民自治」 市民が、まちづくりを自ら行うこと

「市民協働」 市民が、まちづくりを市や市民活動団体、地域活動団体、企業等と協力して行うこと。

2. 協働のルール策定の課題

協働に対する批判

協働の原則として、挙げられることの多い「対等の原則」が「市民主権の原則」に反している。主権者である市民が市より、上位に位置する。

協働の分類

市民と市の協働（「まちづくり」における協働）

「対等の原則」ではなく、「市民主権の原則」に基づく「協働」の考え方が必要。

市民協働の原則

まちづくりの主体である市民が、市及び市内で活動する市民活動団体、地域活動団体その他の事業者等と協力してまちづくりを推進すること。

団体等と市の協働（「協働事業実施」における協働）

市民活動団体、地域活動団体、企業等と市が協働で事業を行う場合、「対等な関係」で、行うことが必要。

ルールの形式

「市民と市の協働」のルール

市民主権・市民自治、市民の権利・責務等を定めた「条例」

「団体等と市の協働」のルール

具体的に協働事業を行うときの手引き、施策の基本方針を定めた「指針」

【資料】

この資料は、委員が情報収集し、今回の研究会のために取りまとめたものの一部です。

[【詳細】](#)

【意見】

こうしたことについて、相手に合わせたわかりやすい情報を提供し、共有していかなければ議論は進まない。

地方自治において市民が主権者であるのは当然のことであるが、主権者として行政に参加していくという場合には、市民と行政は対等な関係である。市民主権と協働の原則における「対等な関係」については、もう少し整理する必要がある。

市民主権と協働に係る原則との関係は、他の自治体の条例や指針においても整理されていない事例が多いので、それらを踏まえて議論し、江南市独自の制度をつくっていきたい。

一口に市民といっても、主権者としての市民、個人、市民活動など活動者としての市民などいろいろあるので、それぞれにおいて関係を整理しておく必要がある。

今回は、地域活動組織としての「こみなみコミュニティ協議会」の活動状況等や協働に係る言葉の意味、市民自治や市民参画制度について、委員が説明をして勉強会的に進めました。今回、時間的な制限で十分議論ができなかった市民主権や市民自治については、次回、引き続き議論していくこととしました。